

# 改正沖繩振興特別措置法のポイント

内閣府沖繩担当部局

「民間主導の自立型経済の発展」という沖繩振興の基本方向を大きく前に進めるため、沖繩振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付など、県の主体性をより尊重した内容とするともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充

## 1. 沖繩振興計画等

○国が「沖繩振興基本方針」を、県が「沖繩振興計画」を策定

※現行の県が「沖繩振興計画」の原案を作成し、国が決定する仕組みを変更  
※県が策定する分野別計画（観光、情報通信、農林水産、職業安定）は廃止

## 2. 産業の振興

- (1) 観光の振興
  - ・観光地形成促進地域を創設（県知事が地域指定）※現行の観光振興地域を廃止
  - ・通訳案内士法の特例を創設（研修を受講すれば有償外国語ガイドが可能）
  - ・エコツーリズム協定制度を継続
  - ・特定免税店制度を拡充（免税対象に海路客を追加）
  - ・航空機燃料料の軽減を拡充（本土と宮古島、石垣島、久米島を結ぶ路線を対象に追加）
- (2) 情報通信産業振興地域及び特別地区を拡充（対象業種の追加、「専ら」要件の緩和）
- (3) 産業高度化・事業革新促進地域を創設（県知事が地域指定）※現行の産業高度化地域を廃止
- (4) 国際物流拠点産業集積地域を創設（地域全体に所得控除適用、「専ら」要件の緩和）※現行の自由貿易地域、特別自由貿易地域を廃止
  - ・税関等の業務を機動的に行う体制の整備等に関する努力義務規定を創設
- (5) 金融業務特別地区の拡充（「専ら」要件の緩和）
- (6) 農林水産業の振興に関する努力義務規定を継続
  - ・漁業者に係る安全対策の強化等に関する努力義務規定を創設
- (7) 電気の安定的かつ適正な供給の確保の拡充（免税対象にLLNGを追加）
- (8) 中小企業経営革新制度の特例を継続
- (9) 沖繩振興開発金融公庫の業務特例を継続

## 3. 雇用の促進等

- (1) 失業者求職手帳制度等を継続
- (2) 人材の育成等に関する努力義務規定を創設

## 4. 文化の振興等

- (1) 地域文化の振興に関する配慮規定を継続
- (2) 良好な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定を創設
- (3) 子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青少年等に対する援助に関する努力義務規定を創設
- (4) 科学技術の振興に関する努力義務規定を拡充
- (5) 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定を継続

※赤字は主な新規・拡充事項

## 5. 均衡ある発展

- (1) 無医地区における医療の確保のための措置を継続、無医地区以外の地区における医療の充実に関する配慮規定を創設
- (2) 離島の地域における高齢者の福祉の増進に関する配慮規定を継続
- (3) 交通の確保等に関する配慮規定を拡充
- (4) 離島の地域の小規模校における教育の充実に関する配慮規定、離島の旅館業に係る減価償却の特例を継続
- (5) 情報流通の円滑化及び通信体系の充実に関する配慮規定を創設

## 6. 基盤の整備

- (1) 公共事業に係る国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を継続
  - ・県が作成する事業計画に基づく事業に要する経費を対象に交付金を交付（県が設ける基金の財源に充てることが可能）

## 7. 沖繩振興審議会

○沖繩振興審議会の設置その他必要な規定を継続

## 8. 附則等

- (1) 平成34年3月31日限りで失効
- (2) 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定を創設
- (3) 「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律」の一部改正（酒税、揮発油税の軽減措置の延長、所有者不明土地の実態調査等に関する規定を創設）
- (4) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の一部改正（沖繩振興開発金融公庫の統合期限の延長）
- (5) 駐留軍用地跡地利用に係る規定を廃止し、「返還特措法」に一元化

# 改正離島振興法の概要

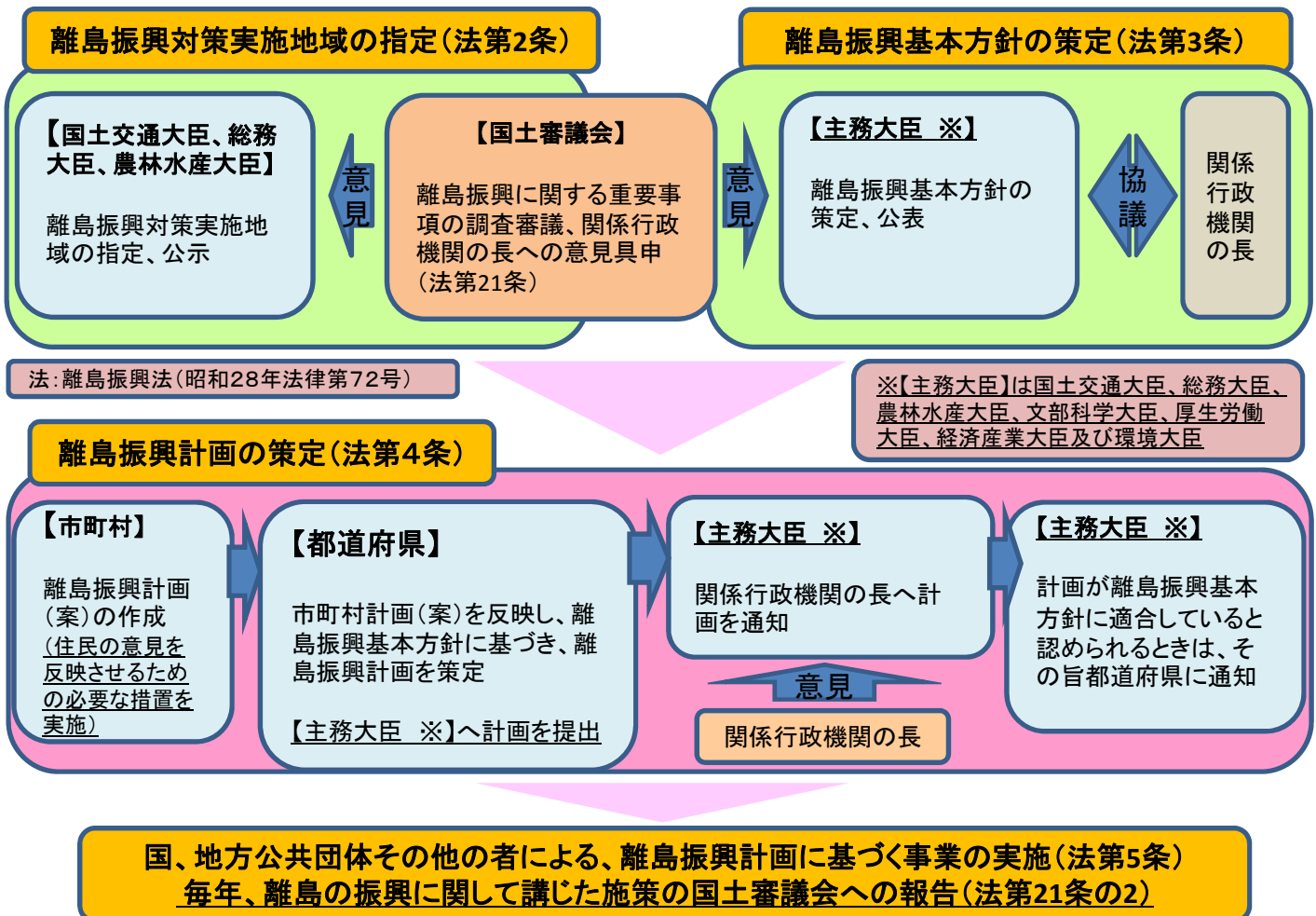
## 1. 制定及び改正の経緯

- ① 離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定（10年間の時限立法）
- ② 改正離島振興法は、所要の改正と有効期限の10カ年延長が提案され、平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行される予定

## 2. 離島振興法の目的

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島が、人口減少の長期継続、高齢化の進展など、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図り、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もつて無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与

## 3. 離島振興法の体系



## 4. 離島振興法に係る施策及び特例措置等

### ■補助率の嵩上げ(法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、消防機械器具施設(1項)
- ・災害復旧事業(4項)
- ・簡易水道(5項)
- ・他の政令による特例措置(海岸・土地改良等)(6項)
- ・教員住宅等(7項)

### ■離島活性化交付金等事業計画(法第7条の2~4)

- ・離島活性化交付金等事業計画の作成、当該計画に基づく交付金等の交付等及び活性化に資する事業等の公表

### ■医療の確保等(法第10条)

- ・診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療等への補助等
- ・妊婦支援等(配慮事項)

### ■税の特例(法第19、20条)等

(国税の特例措置(19条))

- ・所得税・法人税の特別償却

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(20条))

- ・地方税の課税免除に伴う減収補填

### ■配慮事項等(法第6、8、9、10条の2~18条)

- ・離島振興に必要な財政上の措置等(6条)
- ・公共事業予算の明確化(6条の2、3)
- ・地方債への特別配慮(8条)
- ・資金確保その他の援助(9条)
- ・介護サービス確保等(10条の2)
- ・高齢者福祉増進(11条)
- ・保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減(11条の2)
- ・交通の確保、人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化(12条)
- ・情報流通円滑化及び通信体系充実(13条)
- ・農林水産業、その他の産業の振興(14条)
- ・就業促進(14条の2)
- ・生活環境整備(14条の3)
- ・教育充実、高校等未設置離島高校生の通学支援等、公立高等学校教職員定員への特別配慮(15条)
- ・地域文化振興(16条)
- ・観光振興及び地域間交流促進(17条)
- ・自然環境保全再生(17条の2)
- ・エネルギー対策推進(17条の3)
- ・防災対策推進(17条の4)
- ・農地法、自然公園法等における配慮(18条)

### ■離島特別区域制度整備(法第18条の2)

- ・地域の創意工夫を活かした離島の振興を図るため制度の創設を総合的に検討

### ■その他の措置等

- ・財源の確保の検討(附則4条)、防災機能強化のための財政上の措置等(附則5条)、特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討(附則6条)